の生息環境が広範囲に分布することから、影響は軽微であると評価されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているオナガカンアオイ及びキバナノツキヌキホトトギス、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているタチバナ、準絶滅危惧として掲載されているサクラバハンノキの生育が確認されたが、生育環境の改変は行われないことなどから、影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が39箇所存在するが、このうち15箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺物は確認されていない。起業者は引き続き残る24箇所についても宮崎県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、延岡市や日向市を中核とする地域と宮崎市や北九州市をはじめとする県内外の各都市等との間における高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年10月17日に都市計画決定され、平成13年5月31日及び平成18年12月25日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、道路規格及び車線数等を除き、当該都市計画と整合しているものである。

なお、本件事業の事業計画は4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、本件事業については、都市計画決定された区域の範囲内において、支障及び近接する物件数、事業に要する期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道、町道及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、延岡市や日向市を中核とする地域においては、自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の市長等からなる東九州軸地方都市圏連携推進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県日向市役所及び児湯郡都農町役場

人事異動

内閣

（青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事）判事　長　秀之

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事）同　橋本　昌純

（宇都宮地方裁判所判事）同　**菟**井　勉

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事）同　貝阿彌　誠

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

（千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・松戸簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　豊田　建夫

（青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事・青森簡易裁判所判事）同　田村　幸一

（宇都宮地方裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事）同　村瀬　均

（長野地方裁判所判事兼長野家庭裁判所判事・長野簡易裁判所判事）同　井上　弘通

兼官を免ずる（各通）（以上1月19日）

法務省

○定年退官

前橋区検察庁副検事中澤勝は、検察庁法第32条の規定により1月18日限り定年退官

外務省

（大臣官房）外務事務官　伊澤　修

総合外交政策局安全保障政策課長に配置換する

（総合外交政策局安全保障政策課長）同　市川　恵一

大臣官房に配置換する（以上1月14日）

農林水産省

（東海農政局次長）農林水産事務官　飯田　道夫

大臣官房付に配置換する

（大臣官房付）同　飯田　道夫

辞職を承認する（以上1月15日）

（大臣官房付）農林水産事務官　青木　庸三

東海農政局次長に配置換する

（大臣官房審議官兼生産局）同　小風　茂

大臣官房国際部に併任する（以上1月16日）

（在イタリア日本国大使館参事官）外務事務官　内川　昭彦

農林水産事務官（農林水産技術会議事務局国際研究課長）に転任させる

（農林水産技術会議事務局国際研究課長）農林水産事務官　鈴木亮太郎

外務省に出向させる（以上1月17日）

（国土交通省国土交通政策研究所総括主任研究官）国土交通事務官　小林　浩史

農林水産事務官（農村振興局整備部防災課長）に転任させる

（農村振興局整備部防災課長）農林水産事務官　黒田　憲司

国土交通省に出向させる（以上1月18日）

気象庁

（地震火山部長）国土交通技官　西出　則武

予報部長に配置換する

（福岡管区気象台長）同　宇平　幸一

地震火山部長に転任させる

（総務部企画課長）同　橋田　俊彦

福岡管区気象台長に昇任させる

（地震火山部管理課長）同　関田　康雄

総務部企画課長に配置換する

（地震火山部火山課長）同　上垣内　修

地震火山部管理課長に配置換する

（気象研究所地震火山研究部）同　山里　平

地震火山部火山課長に昇任させる（以上1月18日）

最高裁判所

○官吏死亡

簡易裁判所判事夏目明徳は1月4日死亡

○定年退官

判事小野貞夫は1月13日限り定年退官